

平成29年美郷町議会議事録

第4回 定例会 (第1号)

招集年月日	平成29年 12月 5日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	平成29年 12月 5日 午前 9時30分				
		議長 西嶋 二郎				
	散会	平成29年 12月 5日 午前10時48分				
		議長 西嶋 二郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (12)	西嶋 二郎	○	5	福島教次郎	○
	副議長 (7)	岩根 和博	○	6	藤原 修治	○
	1	日高 学	○	8	山本 幹雄	○
	2	中原 保彦	○	9	安田 勝司	○
	3	波多野康博	○	10	箕根 正一	○
	4	原 克美	○	11	佐竹 一夫	○

会議録署名 議員	4番	原 克 美	5番	福島教次郎
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	景 山 良 材	住民課長	高 橋 武 司
	副 町 長	樋 ケ 司	健康福祉課長	旭 林 修 範
	教 育 長	田 邊 哲 也	産業振興課長	烏 田 正 輝
	総務課長	小 田 運 博	建設課長	添 谷 正 夫
	企画財政課長	井 上 陽 生	大和事務所長	難 波 博 恵
	定住推進課長	岡 先 宏 和	教育課長	漆 谷 千 鳥
	出納室長	木 川 士 朗		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆 谷 和 彦 議会事務局員 大 畑 真 紀			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成29年美郷町議会第4回定例会議事日程

(第 1 号)

平成29年12月 5日 (火) 午前 9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	陳情の委員会付託
5	議案の上程、説明 【条例案】 議案第69号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第70号 美郷町税条例及び美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第71号 美郷町立小・中学生児童生徒通学費支給条例の一部を改正する条例の制定について 議案第72号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 【予算案】 議案第73号 平成29年度美郷町一般会計補正予算（第4号） 議案第74号 平成29年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） 議案第75号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

	議案第76号 平成29年度美郷町君谷診療所特別会計補正予算（第1号）
	<p>議案第77号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>議案第78号 平成29年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）</p> <p>議案第79号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第80号 財産の取得について（美郷町サポート経営体 農機具購入）</p> <p>議案第81号 財産の取得について（長藤宮農組合 共同利用農機具購入）</p>

(開 会 午 前 9時 30分)

●西嶋議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただいまから平成29年美郷町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番・原議員、5番・福島議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日5日から14日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から14日までの10日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●西嶋議長

番外、景山町長。

●景山町長

議長の許可をいただきましたので、3点の報告をさせていただきます。報告1件目として、石見銀山街道の国史跡の指定について報告をいたします。7月に申請をいたしました石見銀山街道の国史跡指定は11月17日に開催されました国の文化審議会において答申がなされ、事実上登録が内定したところであります。今回申請をいたしました石見銀山街道は、具体的には別府から粕淵に抜けるやなしお道と酒谷の森原古道でございます。文化庁ではこの答申を受けて登録の受付に入り、官報に告示することで正式登録となります。この手続には早くても2、3カ月を要すると聞いておりますが、正式登録となりました際には、石見銀山街道の国史跡指定を祝い、記念式典を行いたいと考えております。石見銀山街道は、これまでも地域の皆様に愛され支えられてまいりましたが、今後町としても一体的な活用保全計画を整備し、更なる利活用を検討してまいりたいと考えております。2件目は三江線代替交通関係についてであります。1つ目に調整された各路線運行計画の案などの住民説明会を11月29日にみさと館、30日に大和事務所で行いました。ご意見では、1つに運賃についてできるだけ安くなるようにしてほしい、もう1つに運行計画について説明会を各地域で行ってほしいとのご意見をいただいております、町職員にも利用の促進を鉄道資産を利

用した地域振興の検討をといった意見もございました。説明会でいただきましたご意見につきましては検討のうえ、実現可能なものは計画に反映していけるように努力をしたいと考えております。運賃については引き続き運行事業者、関係機関と協議、調整を行い、また各地域での説明会は年明けには実施していきたいと考えております。平成30年4月1日の運行開始に向け、引き続き協議などを進めてまいります。2つ目に鉄道資産の活用につきましては、11月の議会全員協議会でご説明申し上げたところでございますが、その後にJR西日本から譲渡資産の活用に必要な経費に対する支援額が示されましたので報告をいたします。譲渡を希望している浜原駅周辺について駅舎と待合室の撤去、30年間の除草への支援として520万円が提示されたところであります。3件目の工事発注状況につきましては一覧表をお手元のタブレットに配信しておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

●西嶋議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、陳情の委員会付託を行います。本定例会までに受理をいたしております陳情はお手元に配布しております陳情文書の表のとおりであります。会議規則第95条の規定により、陳情文章表のとおり所管の委員会へ付託いたしますので、審査をよろしく願いいたします。

日程第5、議案の上程、説明を行います。本定例会に提案を受けております議案は条例案4件、予算案7件、一般事件案2件の計13件であります。議案第69号から議案第81号までの13議案を一括上程いたします。

はじめに議案第69号から議案第72号までの条例案4件について順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

上程になりました議案第69号についてご説明いたします。議案第69号、美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年12月5日提出、美郷町長 景山 良材。この条例は平成29年の人事院勧告による一般職員の給与に関する法律等の一部改正の国会提出を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものです。新旧対照表をお開きください。この条例は、3条構成でそれぞれ各条例を改正するものであります。第1条で美郷町職員の給与に関する条例を改正し、平成29年度の給与を定め、第2条で同じく美郷町職員の給与に関する条例を改正し、平成29年4月以降の給与を定め、第3条で美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正いたします。新旧対照表、1ページをご覧ください。第1条の美郷町職員の給与に関する条例の改

正について説明いたします。第9条第1号を改正し医師の初任給調整手当の41万3800円を41万4300円とします。第19条第2項では、12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.1カ月分改定するため、第1号で職員について100分の85を100分の95とし第2号で再任用職員の100分の40を100分の45とします。2ページからをご覧ください。別表第1では、行政職の給料表を改正し、この改定率は0.2%であり、若年層の方が、大きな改定となっております。7ページをお願いいたします。別表第2では医療職の給料表を改正します。これは平成29年度に適用するものであります。第2条の美郷町職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。12ページをお願いいたします。先ほどの第1条で改正した勤勉手当の支給割合について、平成30年度以降はその改定分を6月と12月に割り振るものです。支給割合を第1号で、職員について100分の95を100分の90とし、第2号で再任用職員について、100分の45を100分の42.5とします。第3号の美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について説明いたします。13ページをお願いいたします。第7条で定める特定任期付職員の給料表について改正するものであります。これらの改正は提案理由で申し上げました人事院勧告等を踏まえた内容であります。議案の方に戻っていただきまして、附則を定めた11ページからお願いいたします。これらの附則では、先ほど説明申し上げました規定の施行日等を定めております。第1項と第2項について説明申し上げます。第1項では施行日を定め、第1条と第3条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行します。第2項では適用日を定め、第1条の改正のうち第9条の初任給調整手当と別表第1、別表第3の給料表第3条の改正は平成29年4月1日から、第1条の改正のうち第19条第2項の勤勉手当は平成29年12月1日から適用します。第3項から第6項は給料表の改定に伴う措置について定めております。第3項は給料表改定前に支払われた給料は内払であること。第4項と第5項は給料表の改定に伴い、職員間の均衡に支障があるような場合に必要な調整等を行うことを定め、第6項は規則への委任を定めております。以上で議案第69号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第70号につきましてご説明いたします。議案第70号、美郷町税条例及び美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町税条例及び美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年12月5日提出、美郷町長 景山 良材。この度の改正の理由でございますが、地方税法及び地方税法施行例の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、そのうち平成30年1月1日以降に施行されるものについて、関連する美郷町税条例等について町税条例の一部及び改正条例の一部改正を行うものでございます。なおこの改正条例は、2条で構成しておりまして、第1条が個人の住民税にかかる

もの。第2条が軽自動車税にかかるものとなっております。詳細な改正の内容につきましては、新旧対照表が分かりやすいかと思っておりますのでそちらの方で説明させていただきたいと思っております。ファイル名70の2の新旧対照表をお開きください。まず、改正条例第1条の内容でございますが、附則第5条は個人の住民税の所得割非課税の範囲を定めたものでございます。条文中、控除対象配偶者とあるものを生計同一配偶者とするものでございます。これは控除対象配偶者の定義の改正であり、改正前の控除対象配偶者に該当するものが同一生計配偶者に名称が変更になったものでございます。2ページをお願いします。続いて、第2条の関係でございます。こちらは平成26年の一部改正条例を本年3月に改正しておりますが、この度、再度それを改正する内容となっております。附則の第5条でございますが、消費税率が10%に引き上げられる段階の措置の1つとして、車体課税の見直しに係るものでございます。軽自動車税における環境性能に応じて軽自動車税に種別割を加え、軽自動車税の種別割とするものでございます。合わせて3ページの表を4ページの表に改正いたしますが、これは条項整備に伴う引用条項の改正であり、税額そのものの改正はございません。最後に、この度の改正条例の附則についてご説明いたします。お手数おかけしますが、議案第70号の改正文をお開きください。最終ページをお願いします。附則第1条でこの条例の施行期日を定めており、施行期日を平成31年1月1日とするものです。ただし第2条に規定しております軽自動車税関係につきましては、平成31年10月1日を施行日といたします。附則第2条には第1条の規定による個人の住民税について平成30年度分までのものについては従前の例によることとする経過措置を規定してございます。以上が議案第70号でございます。ご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

上程いただきました。議案第71号につきましてご説明いたします。議案第71号、美郷町立小中学校児童生徒の通学費支給条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町立小中学校児童生徒の通学費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年12月5日提出、美郷町長 景山 良材。提案理由をご説明いたします。美郷町立小中学校児童生徒の通学費支給条例は、遠距離通学の児童生徒に対しての通学助成を規定しているものであり、路線バスを通学に使用できるかどうかの実質的な基準ともなっているものです。近年、通学路への熊、猿などの出没や、児童数の減少から2キロ以上の距離を低学年児童が一人で下校しなければならないことなど、児童生徒の登下校についての不安が保護者から寄せられております。今回の条例改正は、通学に対し不安を感じる児童生徒について安全・安心な通学を確保するとともに、それに係る保護者負担を軽減することを目的に行うものです。新旧対照表の方をご覧ください。主な改正箇所は第2条でございます。この条項は支給対象者を規定するもので、第1号は小学校に通学する児童について、第2号は中学校に通学する生徒についての条文でございます。改正箇所は次のとおりです。

第2条第1号中「3キロメートル」を「2キロメートル」に、「通学を条例としているもの」を「通学することを条例をしている者。」に改め、ただし書きを加えます。ただし書きは、ただし2km未満であっても交通機関を利用し運賃を負担することを条例としている者で、町長が認めたものについては補助対象者とするいたします。次に第2号中、「6km以上」を「4キロメートル以上」に「もの。」を「もの又は4km以上を徒歩もしくは自転車により通学することを条例としている者。」に改め、同号の但し書き中、6キロメートル以下を4キロメートル未満に改めます。合わせて第3条の徒歩通学費一覧表を改正いたします。一覧表の小学生の区分に2キロメートル以上3キロメートル未満、年額1万6000円を加えます。また、小学校と中学校の区分の境界については、6キロメートルから4キロメートルに変更いたしますが、距離に対する交付金額は変更いたしません。附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

上程いただきました議案第72号につきましてご説明をいたします。議案第72号、美郷町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年12月5日提出、美郷町長 景山良材。このたびの改正は、介護保険料に関します申告書の取り扱いにつきまして、ただし書きを加えることにより、町民税申告書の取り扱いと同様とする内容となるものでございます。それでは改正の内容につきましてご説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。第2条、保険料に関する申告の改正になります。ただし書きの内容につきましては、介護保険料算定の申告に関して地方税法第317条の6第1項の、給与支払報告書または同条第4項の公的年金等支払報告書、こちらの提出があった場合には地方税法第317条の2第1項によります町民税の申告書が提出されたものとする。申告義務の例外について整備したものでございます。附則でございますが、この条例は公布の日から施行することといたしております。以上が議案第72号でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

●景山町長

次に、議案第73号から議案第79号までの予算案7件について順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程いただきました議案第73号についてご説明を申し上げます。議案第73号、平成29年度美郷町一般会計補正予算第4号。平成29年度美郷町の一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ7158万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7735万7000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。平成29年12月5日提出、美郷町長景山 良材。それでは、第4号のですね、補正予算についてご説明をさしあげたいと思います。まず2ページからは7ページにつきましては、第1表の歳入歳出予算補正及び明細となる事項別明細の総括については割愛をさせていただき、歳入歳出については具体的な明細書内訳にて説明をして、最後に第2表の地方債の補正をご説明をしたいというふうに思います。では8ページをお開きください。歳入でございます。主なものについてご説明を申し上げます。款11分担金及び負担金、項2負担金、目2衛生費負担金。説明欄をご覧ください。こちらに火葬場運営費負担金、これは吾郷の眺江苑のですね、周辺環境に伴う負担金でございます、川本町への負担金を求めるものでございます。111万5000円を計上しております。その下の下段、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金でございます。このたび公共災害の復旧負担金として2700万円をこちら方に計上しております。その下、款13国庫支出金、項2国庫負担金でございます。目5総務費国庫補助金でございます。こちらは社会保障制度の番号制度の補助金を国から受けるものでございまして、このたび128万9000円を計上をさせていただきました。9ページをお開きください。款14県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金でございます。説明欄、島根子育て支援事業交付金175万でございますが、これは平成30年度から開設いたしますおおち保育園の病後児保育に対する事業費を計上しております。11ページをご覧ください。款19諸収入、項2雑収入、目5雑収入、説明欄にあります一番上段にあります三江線代替交通導入負担金1億4964万4000円をこの度前回の補正に続きまして計上をさせていただきました。その下、款20町債、項1町債、目5土木費でございます。こちらが一番下の欄でございますが、この度の過疎対策事業の公共事業に充てますものを3770万減額をして計上しております。次ページ、12ページをご覧ください。款20町債、項1町債、目6消防費、節2防災対策事業費、説明欄にあります緊急防災・減災事業債でございます。これは本年度消防団に対します車両を整備しました入札に伴う減で、町債の方を90万円減額しております。その下、目7教育債、節7過疎対策ソフト事業債、説明欄にあります過疎対策事業債590万計上しております。こちらの方は教育魅力化に関する事業についての事業債として計上を上げております。その下、目8災害復旧債、節2公共土木災害復旧債、現年度補助の災害復旧事業債に1350万。また単独債といわれる一般単独債に600万円を町債として計上をさせていただいています。続きまして、歳出の移らせていただきます。13ページをご覧ください。13ページ、3歳出、款1議会費、項1議会費、目1議会費、説明欄にあります費用弁償のところですね、議員旅費ということで47万1000円補正して計上をさせていただいております。その下、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料です。説明欄にあります一般職の給与のところ359万5000円減額を計上し

ております。これは産休職員によるところの賃金の減に伴いますものです。次ページの14ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費でございます。こちらの方は説明欄にてご説明さしあげたいと思います。上から002定住推進費でございます。こちら200万円を計上しております。空き家改修の4件分の計上をさせていただいております。その下、公共交通対策費につきましては、先ほど歳入でも述べましたが、新規のバスの待合所の整備について測量設計業務委託並びに工事請負費でそれぞれ1000万、3170万をこちらの方に計上しております。その下補助金につきましては1億752万4000円。マイクロバス2台、それから10人乗りのバスを1台の整備、そして車庫の整備2箇所を運行事業者の方に補助金として整備のために補助するものでございます。その下013地域おこし協力隊推進費でございます。こちらの方は2段目の嘱託職員賃金でございますが、募集する中で、予定数に達していないということで1317万5000円の減額を計上しております。続きまして、15ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目7、支所及び出張所費のところでございます。こちらの方も説明欄のところにありますところで説明させていただきます。001支所及び出張所費のところ機械器具費147万4000円。こちらは公用車の車両更新ということで計上をしております。続いて、少し飛びまして17ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。こちらの説明欄001社会福祉総務費のところの他会計繰出金。こちらは、特別会計の国保運営のための繰出金でございます。635万7000円を計上しております。続きまして1ページまためくっていただきまして、18ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉費でございます。こちらの説明欄にあります001老人福祉費でございます。こちら後期高齢者医療特別会計への繰出金として156万9000円こちらを減額をして計上させていただいております。続きまして19ページでございます。款3民生費、項2児童福祉費でございます。目の方は1、児童福祉総務費でございます。説明欄のところで、上から4段目なんです。測量・設計委託料並びに工事請負費、庁舎器具費、それぞれ28万円、322万円、160万円が上げてございますが、それぞれ平成30年度からおおち保育所に開設を予定しております病後児保育の施設整備で計上をしたものでございます。そのもう1段下へ下がったところ返還金、これは平成29年度の病後児保育、大和事務所で開設しておりますが、病後児保育の事業において、整備、重複申請をしていたためにですね、127万円を今回計上して返還金として上げております。その下、目3、母子福祉費でございます。説明欄002児童福祉手当費でございます。法律の規定による扶助ということが書いてございますが、受給対象者の変動に伴うものでございまして、150万を減額して計上させていただいております。続きまして20ページをご覧ください。中段の款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。説明欄001保健衛生総務費の欄で、一番下の段になります他会計繰出金、こちらは簡易水道特別会計に繰出金として627万7000円を計上させていただいております。その下、目3環境衛生費でございます。説明欄にあります002火葬場費です。こちらの方に一番下の維持工事費に230万

計上しております。これは吾郷にあります。眺江苑のですね、周りの環境整備ということで、支障木、支障木というか、回りの木が成長しまして鬱蒼としておりますので、その伐採並びに周辺の側溝の泥上げをして環境を整備するものでございます。22ページをお開きください。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございます。説明欄にあります006集落を営農育成事業費。こちらでは工事費を1000万減額をしまして機械器具費、そして支出金、修繕費等にですね、それぞれ80万、870万50万を組み替えをして計上しております。内容につきましては、当初予定をしておりましたサポート経営体のですね、車庫、農機具等の車庫のですね、改修につきまして新設というふうに考えておりましたが、JAの車庫を改修することに伴います予算の組み替えでございます。それから23ページをお開きください。款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費。説明欄にあります002造林業費でございます。工事請負費のところでは913万6000円を減額しておりますが、これは公社のですね、公社造林の受注の事業量の減に伴うものということで減額補正をしております。続いて、24ページの方をお開きください。下段の方です。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費でございます。説明欄、道路を維持費でございます。こちらの方はですね、測量設計の委託として280万。これは本年度分のですね、一般単独債のですね、これに掛かる事業費でございます。それから施設等補助金管理補助金ですが、9月6日並びに18日の台風に伴います崩土並びに落石の除去などの維持管理に係るものを計上をそしておるものと、また4月からですね、新たなバス運行路線として確定となるバス路線についてのですね、支障木の除去等についてこちらの方の委託料で上げております。その下、機械器具費がですね、700万減額をしております。こちらは除雪機械の購入においての入札減でございます。次ページ、25ページをお開きください。続きまして説明欄にあります測量・設計等委託工事請負費、これはこの度、国からのですね、社会資本整備総合交付金が減額となりまして、事業費の路線ごとの見直しをする中で、6路線及び1カ所のですね、事業の見送りまた事業の6路線の事業量の減少をしたものでございます。測量設計委託につきましては1000万の減額、それから工事請負費につきましては1億5221万4000円を減額をして計上しております。その下、目4橋梁維持費でございます。001橋梁維持費、測量設計業務費に1000万、工事請負費を今度逆に減額を1000万しまして組み替えをしたものがございます。これにつきましては、栗原の下部工事の工事費の予定したものを少し減額をしてですね、今年度どうしても完了するべきである橋梁点検の方に移行させて組み替えをして計上したものでございます。その下、款8土木費、項5都市計画費、目4公共下水道費。説明欄は公共下水道費でございまして、特定環境保全公共下水道のですね、事業費分の繰出金1104万7000円を計上をしております。その下、款8土木費、項6住宅費、目1住宅管理費でございます。こちらの方、次ページの方で説明をしたいと思しますので、26ページの方をご覧ください。こちら住宅維持に関しまして、維持工事費が上げてでございます。130万ですが、これは長藤住宅のですね、環境整備ということで、周りの舗装をこの度施行するために計上させていただきました。その下、目2住宅建設費。説明

欄002若者定住住宅建設費でございます。こちらはこの度、造成を今年度しております九日市並びに都賀本郷の若者定住住宅予定地の敷地内において現在沢谷の方に2棟、それから都賀本郷に1棟こちらの方が、既に応募があったということで、住宅設計費の方を計上しております。その下、款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費でございます。これは機械器具を200万減額をしておりますが、消防団の車両、2車両、これについての入札減に伴う減額でございます。27ページをご覧ください。款9消防費、項1消防費、目5災害対策費でございます。001災害対策費。この中で事務業務委託費に300万円を計上しております。これは出水期、江の川のですね、ハザードマップをこの度、作成するというので計上させていただいております。28ページをご覧ください。下段にあります款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費でございます。説明欄001教育振興費の中にあります機械器具費。こちらは今年度につきまして、当初はですね、3年生が利用する予定でしたタブレットについて購入を計画しておりましたが、リースという形態に変わったためですね、こちらの方、機械器具費の方の146万4000円を減額をしたものでございます。31ページをお開きください。最下段、款1災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目3林業施設災害復旧費でございます。説明欄にあります現年度の林業施設の災害復旧費としまして測量設計委託に50万、工事請負費に400万箇所につきましては河木谷路線1路線に2カ所の災害でございます。続きまして32ページをお開きください。款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費でございます。説明欄001現年土木施設災害復旧債。こちらの方、測量設計委託に210万円、工事請負費に4650万円を計上しております。内容としましては、道路が5箇所の追加で、災害復旧工事を行うものでございます。歳出につきましては以上でございます。続きまして、第2表の地方債の補正でございます。こちらは5ページの方をお開きください。変更点のみ申し上げます。中段にあります道路整備事業債です。先ほど、国の補助金の減額に伴う起債をですね、3420万減額をしまして、1億8960万を限度額とするのでございます。1つ飛びまして若者定住住宅建設事業債でございます。こちらの事業債は、住宅建設の設計分において150万を追加して、7160万を限度額といたします。その下、防災対策事業債は、消防車の購入に伴う入札減から90万を削減して2850万といたします。そして4段下に下がりまして過疎ソフト事業債です。こちらはですね、主に教育魅力化の支援事業に充当させていただきまして、550万を追加し1億4230万円を限度額としていかせていただきます。その下、農林水産施設災害復旧債並びに公共土木災害復旧債につきましては、先ほど歳出の方でご説明しました災害箇所の増を受けて対処するもので、それぞれ120万、1950万を増額して限度額としております。合計で申しますと、補正前が8億9490万、補正後は限度額を8億8750万として、740万円が総じて減額となります。以上で議案第73号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程になりました議案第74号についてご説明いたします。議案第74号、平成29年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号。平成29年度美郷町の簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1163万2000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年12月5日提出、美郷町長 景山 良材。今回の補正の主な理由でございますが、粕渕浄水場の逆洗ポンプ、それから潮の浄水場滅菌設備の修繕を緊急に行う必要が生じたため、修繕費が不足することから補正により増額するものでございます。6ページをお願いいたします。歳入でございます。2、歳入、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金。補正額627万7000円の増額でございます。これは運転・公債費の増額分608万8000円と建設改良分の18万9000円を繰り入れるものでございます。7ページをお願いいたします。歳出でございます。3歳出、款1上水道費、項1簡易水道事業費、目1簡易水道事業費、補正額557万7000円の増額でございます。先ほど申しました水道施設の修繕費ということで、設備修繕費ということで480万円の増額でございます。目2簡易水道建設事業費、こちらは酒谷・石原統合事業に伴います土地購入費と補償費の追加補正でございます。次に下段の表でございます。こちら、款2公債費、項1公債費、目2利子、補正額51万2000円の増額でございます。合計627万7000円の補正となっております。以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして議案第75号について、ご説明いたします。議案第75号、平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号。平成29年度美郷町の下水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6300万2000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成29年12月5日提出、美郷町長 景山 良材。今回の補正の主な理由でございますが、公共下水道ストックマネジメント計画策定業務変更に伴います事業費の増額また計画策定業務につきまして、当初、起債を充てておりましたが、起債対象に該当しないということの県からの回答によりまして、下水道債を減額し、一般会計繰入金を増額する内容となっております。7ページをお願いいたします。歳入でございます。2歳入、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金、補正額50万円でございます。これは先ほど申しましたストックマネジメント計画の業務変更分に伴う増額分でございます。次に、中段の表でございます。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金。補正額1105万4000円の増額でございます。これは建設改良分として下水道債、減額分の1050万と業務変更の50万、合計1100

万円と公共下水道農業集落排水事業の運転公債費の増額分でございます。次に、下段の表でございます。款6町債、項1町債、目1下水道事業債、補正額1050万の減額でございます。8ページをお願いいたします。歳出でございます。3歳出款1下水道費、項1公共下水道費、目1特定環境保全公共下水道事業費、補正額4万7000円の増額でございます。人件費の増額分でございます。目2特定環境保全公共下水道建設事業費、補正額100万円の増額でございます。これは公共下水道ストックマネジメント計画策定業務変更に伴う増額分でございます。合計が1004万7000円の増額でございます。次に下段の表でございます。款1下水道費、項2農業集落排水施設事業費、目1農業集落排水施設事業費、補正額7000円の増額でございます。人件費の増額分でございます。9ページをお願いいたします。款1下水道費、項4特定地域生活排水事業費、目2、特定地域生活排水建設事業費。こちらにつきましては、組み替えによる補正で増減はございません。以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程されました議案第76号につきまして説明いたします。議案第76号、平成29年度君谷診療所特別会計補正予算第1号。平成29年度美郷町の君谷診療所特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ544万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月5日提出、美郷町長景山 良材。この度の補正は平成28年度分の僻地医療対策費補助金の確定に伴い、返還金が生じたため、返還を行うための予算を計上させていただくものでございます。6ページをお願いいたします。歳入でございます。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で16万円を増額して繰り入れるものでございます。7ページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、表の右列説明欄のとおり、平成28年度分補助金を繰入額と同額の16万円を返還金として計上してございます。この僻地医療対策費補助金につきましては、当該年度中にその年度の見込により交付申請を行い、概算での交付を受けますが、最終的な収支の実績により、翌年度に追加交付または返還が生じるものでございます。平成28年度につきましては、診療日数の減少により診療収入が減少しましたが、それ以上に、加藤病院への委託料、医薬品代が減少したことにより支出が抑えられたことによるものでございます。以上で議案第76号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続いて上程になりました議案第77号について説明いたします。議案第77号、平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号。平成29年度美郷町の国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ826万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2500万3000円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月5日提出、美郷町長 景山 良材。それでは6ページをお願いします。歳入でございます。一番上の表、款5国庫支出金、項1国庫負担金目2療養給付費等負担金。補正額190万7000円の増額でございます。これは医療の給付に対して交付されるものですが、平成28年度分の給付費の確定により、追加交付となったものでございます。続いて下の表、款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額635万7000円の増額でございます。内訳としましては、右列の説明欄にございますように、職員給与費等繰入金で30万8000円の減額、基準超過費用繰入金で666万5000円の増額でございます。詳細につきましては、歳出側で説明いたしますので7ページをお願いいたします。7ページ歳出でございます。一番上の表、款1総務費、項1一般管理費、目1一般管理費で、繰入額と同額の30万8000円の減額でございます。これは人事院勧告に伴う給与費等の改定を見込んだものと職員の産休期間による期末勤勉手当等の減額及び職員の転居による住居手当、通勤手当の減額によるものでございます。続いて、中ほどの表、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費でございます。こちらは予算額の増減はございませんが、歳入で説明しましたとおり平成28年度分の療養給付費が追加交付となりましたので財源を一般財源から国庫支出金に組み替えるものでございます。続いて下の表です。項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で807万円の増額でございます。一般被保険者の高額療養費につきましては、28年度実績見込みなどから、当初予算では月平均およそ550万円で見込んでおりましたが、600万円や700万円を超える月が出てきておまして、月平均でおよそ620万円となっております。このままでは予算不足となるおそれがあることから、この度807万円の増額補正をお願いするものでございます。8ページをお願いします。上の表、款3期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金で17万9000円の減額でございます。これは今年度分の後期高齢者支援金が減額変更されたことによるものでございます。続いて2段目の表でございます。款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金。28万3000円の減額でございます。こちらも今年度分の納付金の減額変更によるものでございます。続いて3段目の表でございます。款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費で28万4000円の増額でございます。これは平成28年度負担金の確定により返還が生じたもので国庫分で14万2000円、県費分で14万2000円、合計28万4000円を返還するため増額補正をお願いするものでございます。続いて一番下の表でございます。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2一般被保険者保険税還付金で68万円の増額でございます。右列説明欄にございますように税額で63万円、加算金で5万円の増額補正をお願いするものでございます。これは過去に社会保険加入された方が国保の資格喪失の届け出をされていなかったため、遡って資格喪失をなり還付が発生したため、当

初予算では不足となりましたので、補正で増額をお願いするものです。以上が歳出の説明になりますが、このことから歳入側の繰入金につきましては、一般管理費30万8000円を除く補正額の合計から療養給付費交付金で追加交付となる190万7000円を除いたものが666万5000円となり、これが基準超過費用としての繰入額となります。以上で議案第77号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

続いて上程されました議案第78号につきまして説明いたします。議案第78号、平成29年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号。平成29年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7955万7000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月5日提出、美郷町長 景山 良材。こちらの会計は沢谷診療所及び比之宮診療所を含んだ大和診療所分の会計となっておりますが、この度の補正は、大和診療所の人件費部分のみの補正となっております。6ページをお願いいたします。歳入でございます。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金17万1000円の増額でございます。内容につきましては、歳出のところで説明をさせていただきます。7ページをお願いします。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、繰入額と同額の17万1000円の増額でございます。これは人事院勧告に伴う職員給与等の改定を見込んで、給料、手当、共済費について増額となる補正予算を計上させていただいたものでございます。以上、議案第78号の説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

続いて上程されました議案第79号につきまして説明いたします。議案第79号、平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。平成29年度美郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9157万2000円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年12月5日提出、美郷町長 景山 良材。6ページをお願いいたします。歳入でございます。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金168万3000円を減額でございます。内訳は説明欄にございますように事務費分で11万8000円の減、保険基盤安定制度繰入金で44万5000円の減、職員給与費等繰入金で112万7000円の減でございます。続いて、款5諸収入、項4雑入、目3雑入で11万4000円の増額でございます。これは平成28年度分の後期高齢者医療市町村保険料等負担金の確定に伴い、追加交付となりましたので増額補正とするものでございます。7ページをお願いします。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費112万4000円の減額でございます。人事院勧告による給与改定も含まれておりますが、大きく

は、担当職員の異動に伴い減額となったものでございます。続いて下の表でございませう。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1保険料等負担金で44万5000円の減額でございませう。これは広域連合へ納付する今年度分の保険基盤安定負担金の変更がございましたので44万5000円を減額するものでございませう。以上で議案第79号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●西嶋議長

次に、議案第80号、議案第81号の一般事件案2件について順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第80号についてご説明いたします。議案第80号、財産の取得について次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。平成29年12月5日提出、美郷町長 景山良材。記1、取得する財産、美郷町サポート経営体農機具購入。2、取得の金額1934万9280円。3、取得の相手方、邑智郡邑南町下田所277番地。島根県農業協同組合島根おおち地区本部本部長 日高 光弘。4、取得の方法、指名競争入札。以上でございませう。この議案の内容でございませうが、この財産の取得は1月に設立される予定の美郷町サポート経営体一般社団法人ファームサポート美郷に貸与をする農機具の購入のため、入札を行ったものです。平成29年11月29日に指名競争入札をいたしました。入札参加者はヤンマーアグリジャパン株式会社赤来支店、株式会社イセキ中国大田営業所、JA島根おおち農業協同組合島根おおち地区本部の3社でございませう。落札者はJA島根おおち農業協同組合島根おおち地区本部で、落札金額は1791万6000円。消費税143万3280円を加え、契約金額1934万9280円となりました。仮契約は29年11月30日に締結し、納入期限は3月26日にしております。購入の主な内容でございませうが、タブレットの方の資料80の2参考資料に一覧表で添付しておりますので、ご参考にいただければと思ひます。主なものとしてはトラクター30馬力、24馬力、それぞれ1台、代掻きハロー、田植機など24機種でございませう。トラクター、田植え機、コンバイン等、主な機械はクボタでございませう。以上議案第80号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひをいたします。

続きまして議案第81号についてご説明を申し上げます。議案第81号、財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。平成29年12月5日提出、美郷町長 景山 良材。記、1、取得する財産、長藤営農組合共同利用農機具購入、2、取得の金額1075万6800円。3、取得の相手方邑智郡邑南町下田所277番地、島根県農業協同組合島根おおち地区本部 本部長 日高 光

弘。4、取得の方法、指名競争入札でございます。議案の説明に入らせていただきます。この財産は、長藤営農組合共同利用農機具購入のために入札を行ったものでございます。平成29年11月29日に指名競争入札をいたしました。入札参加者はヤンマーアグリジャパン株式会社赤来支店、株式会社イセキ中国大田営業所、JA島根おおち農業協同組合島根おおち地区本部の3社でございます。落札者はJA島根おおち農業協同組合島根おおち地区本部で、落札金額は996万円で、消費税率79万6800円を加え、契約金額は1075万6800円でございます。仮契約は、平成29年11月30日に締結しております。納入期限は3月26日としております。購入の主な内容でございますが、これもタブレットの方に参考資料として掲げております。クボトラクター24馬力1台、代掻きハロー1台、乗用田植え機4条を1台、クボタコンバイン23馬力の3条刈りと12機種を購入を行っております。一覧表をご参考にしていただければと思っております。以上、議案第81号の説明を終わりたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

●西嶋議長

以上で議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は7日に日程を取りますのでよろしくお願いをいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は、7日木曜日、定刻より開きます。本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労様さまでした。

(散 会 午 前 10時 48分)